

「ゴミ集積所継続使用に関する同意書」の提出について

平成 29 年 5 月 14 日に開催された第 2 回役員・防災委員会にて、自治会退会者に対する「ゴミ集積所継続使用に関する同意書」の提出を求め、下記の提案が行われ、承認されました。

(目 的)

本年度（平成 29 年度）より、自治会退会時にゴミ集積所継続使用に関する同意書の提出を求め、継続使用の意思確認を明確にします。

(1) 平成 29 年度以前のゴミ集積所継続使用に関する取扱について

- 1) 現状維持とし、使用料未納者（非会員）およびゴミ集積所清掃不参加者に対する新たな取り組みは行わない。

使用料未納者（非会員）およびゴミ集積所清掃不参加者に対し、数々の不満はあるが相手が理解する気持ちが無ければ不毛の対立となり何も生まれず、嫌悪感が残るだけ！

- 2) 退会月に関わらず、退会時の継続使用は 5,000 円とし、月割りは行わない。

(2) 同意書の提出先とその取扱について

- 1) 同意書の提出先は町内会長とする。
- 2) 町内会長は提出された同意書をファイリング保管し、退任時に次の町内会長に引き継ぐ。

(3) 継続使用料 5,000 円の取扱について

- 1) 班長は、同意書受取時に、継続使用料 5,000 円を受領のこと。また、同意書に記載された領収書に記名、捺印し、退会者に手渡す。
- 2) 受領した継続使用料 5,000 円は一旦、班会計に入れ、半期分の区費納入時に区費として本部会計に納める。なお、同意書は~~区長~~ 町内会長 に渡す。
- 3) 班長は、同意書を提出した退会者には毎年継続使用料として 5,000 円を請求し、領収書を発行する。なお、従来継続者も同様に領収書を発行する。